

平成 28 年度 第 2 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 28 年 11 月 11 日(金) 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社 東京事務所

出席：(委員) 日本大学法学部 藤村和夫教授 (委員長)
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授 (委員長代理)
神奈川大学法学部 細田孝一教授
宇都宮大学大学院 藤原浩已教授
(NAA) 玉木執行役員(整備部長)、鶴岡施設保全部長、月岡調達部長、
関法務コンプライアンス部長、渋谷調達部次長、
調達部、法務コンプライアンス部

議事：

1. 開会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

2. 契約状況等

法務コンプライアンス部及び調達部より、契約状況、随意契約理由及び取引停止措置について説明

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	平成 28 年度上半期における無効・不調案件が 11 件となっているが、この件数をどのように捉えているのか。	現在、空港機能強化を進めており、工事発注のピークを迎えている。それに伴って不調件数も多くなっている。空港を運用しながら施工しなければいけないといった厳しい工事条件により、入札が敬遠されて不調に終わるといったこともある。
2	企画競争とはどのようなものか。	公募の段階で概算額を含めた企画を募集し、その内容を競わせるものであり、企画内容で受注者が決定する随意契約である。企画競争をした後に、受注者と具体的な仕様を詰めていき、その時に価格交渉も実施する。その結果を受けて契約制限価格が設定されるため、落札率はほぼ 100%となることが多くなる。

3	企画競争の根拠条文は何か。	調達事務細則第 40 条第 1 項第 1 号である。随意契約の適正な運用を図るための「随意契約ガイドライン」の該当部分に企画競争が記載されている。
4	清掃作業は特殊なものではなく一般的なものであると思うが、受注者が地元の一部の会社に偏りすぎているのではないか。	空港建設時の転業対策として地元の会社と随意契約しているものがあるものの、新規施設で競争が可能なものは競争契約に付している。
5	随意契約における契約金額はどのようにして決定しているのか。	清掃作業を例にとると、参考見積を徴取し、NAA の積算基準と比較して廉価な方を採用して契約制限価格を設定している。その後、随意契約相手の予定者と価格交渉を行い、契約に至ることになる。
6	随意契約は契約額の契約制限価格に対する比率が 100%に近いものがほとんどであると思うが、契約一覧表の中にその比率が 73.4%となっているものがある。この理由は何か。	この契約は草刈作業であるが、参考見積を利用せずに、NAA の積算基準に則して契約制限価格を設定したため、このような結果になったものである。

3. 総合評価方式について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下 3 件の工事概要及び契約方式について説明

- 1PTB 新館 4 階ガーデングルメコート改修工事
- CCTV 整備工事 (PTB 乗客分離扉)
- T3 北側エプロン舗装工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	技術評価において、工期短縮の項目で3点といった大きな配点を与えているが、その理由は何か。また、その技術点の配点は、価格点との整合性は考慮されているのか。	当該改修工事は、一般旅客エリアのものであり、できるだけ早く供用開始することは、お客様の利便につながるものである。また、改修エリアをより早く供用することによって、その分だけ構内営業料の増収に寄与することから、大きな配点を与えたものである。

2	技術評価において、工事用資材の搬出入に際しての安全対策を講じるといった当たり前と思われることに配点を与えているが、その理由は何か。	一般旅客エリアの改修工事であることから、より安全性に配慮することが必要なものであることから、技術点の評価項目に入れたものである。より良い安全対策を講じたことに対して、技術点を上乘せするものである。
3	価格交渉の結果、当初の評価点で第1位ではなかった者が受注しているが、価格交渉を行うのに社内ルールは整備されているのか。	価格交渉は、社員2名以上で「価格交渉実施マニュアル」に従って行っている。そのマニュアルでは、裏付けのない価格たたきを禁止したり、応接記録簿の作成を義務付けたりしている。
4	応札者からの提出資料で技術評価項目に記載がなかったりするのは、そもそも受注する意欲がなかったり、また、隣接施工箇所が既得権化していて、その施工業者に遠慮しているといった事情も考えられるので、注視した方がよい。	了解した。

4. 低見積調査について

調達部、整備部及び施設保全部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- CCTV 整備工事 (PTB 乗客分離扉)
- 第2PTB 昇降機 (共有) 更新工事
- T3 北側エプロン舗装工事

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	低見積価格調査において、相手方から判定項目以外にも詳細な説明を受けているのであれば、その内容を記載しておいた方がよい。	今後はそのようにしてまいりたい。
2	低見積価格調査の相手方が価格を低減できた理由として、経費を他に付け替えるといった表現をしているが、これは合理的な理由ではないのではないか。	今後はより詳細なヒアリングを実施してまいりたい。

5. 無効及び不調案件について

調達部、施設保全部及び整備部より、以下3件の工事概要及び契約方式について説明

- 1PTB 新館3階ラウンジ整備工事
- 1PTB 新館3階ラウンジ整備工事(機械)

■ 仮設庁舎建設準備工事(配管撤去・盛替等)

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	当初は一括発注したものを不調になったことにより分割発注しているが、結局 NAA の手間がかかっただけということか。	特殊設備が含まれない新設工事の場合、スケールメリットを考慮して一括発注することとしている。本件工事では、通信工事の中に特殊設備があったものの、少額であったため受注者において対応できると判断し、一括発注としたが、結果として不調となったものである。NAA として手間はかかったものの、分割発注することによって競争原理が働き、結果として当初の契約制限価格より廉価なものに収まっている。
2	当初の契約制限価格と最終的な契約額の乖離が大きいのは、当初の契約制限価格の設定が誤っていたからではないか。	当初の契約制限価格は NAA の積算基準に則して設定したが、施工現場の狭さまでを考慮したものではなかったため、その後、数社から参考見積を徴取し、それをもとに契約制限価格を再設定したものである。

6. その他

法務コンプライアンス部より、以下の件について説明

■ 新聞報道にあった舗装工事談合について

	委員からの質問・意見	NAAからの回答
1	特になし	

7. 全体を通しての意見

	委員からの意見
1	全体としては、問題はなかったが、総合評価方式の中での評価の対象と点数の付け方について、さらなる検証をするとよい。また、低見積調査時に相手方が示している理由は注視が必要である。

8. 閉会の挨拶(関法務コンプライアンス部長)

次回の委員会は、平成 29 年 6 月 9 日(金)開催予定